



(裏面)

1 この申請書は、以下の減免申請の場合に使用してください。

- (1) 構造上もっぱら身体障害者等の利用に供する軽自動車の取得（車検証の車体の形状が「車いす移動車」又は「入浴車」と記載されているもの）
- (2) 車検証の車体の形状が「車いす移動車」又は「入浴車」に該当しない軽自動車で、構造上身体障害者等の利用に供するために、車両の後部等から身体障害者等が車いすに座ったまま乗車できるタイプの軽自動車の取得  
※減免対象：リフト又はスロープ等の車いす昇降装置及び車いす固定装置等の取り付けに要した課税標準額に軽自動車税の環境性能割の税率を乗じた額
- (3) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた営業用軽自動車の取得（運転装置、制御装置が特別の使用により製造された軽自動車又は運転装置、制御装置等に構造変更が加えられた軽自動車で、タクシー等の用途に供されるもの）  
※オートクラッチ、パワーステアリング等が標準仕様とされている軽自動車は減免の対象となりません。  
※減免対象：当該装置の取り付けに要した課税標準額に軽自動車税の環境性能割の税率を乗じた額

2 添付書類

- ・上記1 (1)に該当する場合は、自動車検査証記録事項が記載された書類
- ・上記1 (2)、(3)に該当する場合は、次の書類
  - ①自動車検査証記録事項が記載された書類
  - ②税申告書の写し
  - ③写真（車両の前面、側面、後面及び構造変更部分）
  - ④構造変更に必要な金額を確認できる書類（明細書、カタログ等）

3 申請期限

- ・軽自動車の届出の日から1月以内  
（期限を過ぎると減免となりませんので注意してください。）

**【問い合わせ】**

千葉県自動車税事務所  
〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11  
TEL：043-243-2721  
FAX：043-243-2555